

## 明治のこころ——その精神的出発点——

日本大学医学部専任講師  
(財)大倉精神文化研究所・研究主任

### 三宅守常

ただいま、ご紹介をいただきました三宅守常でございます。私は日頃は医学生に対し、人工授精（特にAID）や体外受精（特にIVFD）、また脳死や臓器移植といった、今日マスコミでも何かと話題にもなっております「生命倫理」の話ばかりしておりますが、本日は近代、特に明治の教育史、宗教史、さらには精神史、思想史にもかかわるお話しすることになります。私自身大変光栄に思っている次第であります。同時に、このような高い所からお話しをいたすことのお許しを、まずもって願います。

### 一、神宮の御神縁

ところで、本題に入ります前に、一言申しあげたいと思います。ここは明治神宮の御神域のなか、ここで私がお話しすることになった因縁と言いますか、その理由、これを私自身いろいろと考えてみました。私は以前、日本大学に教育制度研究所というところがありまして、そこに二十年ほどいたことがございます。ここには「教育勅語」に関

する解説書、つまり『行義書』と言われるものですが、これをコレクションとして多数所蔵しておりました関係で、これを翻刻することになり、私も数年間にわたりまして編集校訂を手伝つたことがござります。それは『教育勅語関係資料』全十三巻として公刊いたしましたが、そのこともあって、編纂後は勅語行義書に関する原稿をいくつか書いたことがあります。また、そのようなことが御縁となつたのか、本学会の紀要編集などに微力ではありますが、お手伝いをしているのであります。

このようなかかわりが私自身にとつてはあるのですが、さらによくよく考えてみると、私以前と言いますか、私の家とこちらのお宮との縁を考えざるを得ないのであります。もちろん、縁と言いましても大したことではないのですが、ご承知のように、こちらのお宮、明治神宮の御創建は大正九年の十一月であること、申すまでもありません。そして、御造営の際は多くの人びとがこれにあたらせていただいたこと、これも申すまでもないことであります。その後戦災で焼失し、昭和三十三年に復興が成ったわけで、今は違いますが、焼失前の創建当時、御本殿のお屋根、これは「檜皮葺き」（ひわだぶき）であります、このお屋根を葺いたのは、実は私の祖父であります。檜皮葺きと言いますのは、檜の樹皮を細かく密に重ねて屋根を葺く建築方法であります、特に神社仏閣や宮殿建築などに用いられた、昔はよく使われた方法です。今ではこれができる職人がほとんどいないと思いますが、以前はかなりいました。わたしの郷里は京都であります、いわゆる京都町衆という類であります、戦前は三井家の中に入つて仕事をしながら、家業といたしましては檜皮を含む材木商であります、屋号を「檜皮屋」と称して京都御所や近畿地方の社寺の檜皮葺きをあつかつておりました。そのような関係からでしょうか、明治神宮御造営の際、御本殿のお屋根葺きにあたらせていただきました。そして、檜皮職人を引き連れて上京し、宿舎を千駄ヶ谷と青山に設けて分宿させ、毎日そこからこちらに通いまして、白丁を着てお払いを受け、仕事にあたらせていただいたと聞いております。そのころは今と違いまして、夜になると真っ暗、提灯を頼りに宿舎に帰るわけで

すが、狐や狸がよく出たと言つておりました。まさに隔世の感というところでしょう。もちろん祖母も、職人さんの世話のため当時は一緒に上京しておりました。一人ともまだ二十歳代のころであります。そして、仕事を終えて帰郷いたしまして、女の子が誕生いたしました。それがちょうど大正九年の御造営の年であります。そして、十一月三日でした。いわゆる明治節の日であります。偶然にしてもめでたいと思いまして、明治の明をいただいて明子と名づけました。それが私の母であります。今から七十八年前のことでした。そう思いますと、このような場所で私がお話しをさせていただくこと、私にとりましては“御神縁”と言うのはかはないと思つておるのであります。まったくの私事を申しまして恐縮ではありましたが、自己紹介を兼ねて申しあげた次第であります。

## 一、“明治のこころ”への私の視点

さて、掲げました演題の「明治のこころ——その精神的出発点——」、これは端的に申しますと、明治という時代の根幹を支えたと「言うか、一貫して底流にあつた考え方、そしてその精神的な意味での出発点とはいったい何だろう」ということであります。

では明治を支えたもの、つまり明治のこころ、とはいつたい何であつたのか。これにはいろいろなどらえ方があると思いますが、結論を先に申しますと、現在の時点から見るかぎり、集約されたもの、確立したものとしては、やはり「教育勅語」にこれを求めることが自然だと思いますし、これが正しいと思つています。おそらく、皆さんも異論はないでしよう。そういたしますと、では何をもつて教育勅語の思想的・精神的出発点と見るか、それが本日の私の話しの主題なのであります。

しかし、この類に関する話しや書かれたものは数多くありますし、その話題も、時代ひとつをとつてみましても明

治だけにかぎらず、それ以前の幕末のいわゆる維新の志士たち、さらに近世の平田篤胤などをはじめとする国学者たち、さらに山崎闇斎をはじめとする垂加崎門の学、またさらに、さかのぼって中世における建武中興や承久の変などにこれを求めたり、そして神武創業までたどり着くということ、これは民族の精神生活の流れからみれば、当然一貫性という視点より見ても当然であります。しかし、これでは範囲が広過ぎますし、またそのような話しであれば私以外の専門家、適任の先生もおられますので、何も私がここで蝶々する必要はないでしよう。そこで私は、この精神的出発点というもの、これを明治の御世になつてから、ということに範囲を限定し、しばつて考えてみようと思います。平たく言いますと、明治時代の国民道德の一定ということ、これは明治初年の何に求めができるのか、ということになります。

そして、これについても先に結論を申しあげてしまふと、その精神的出発点とは明治五年の「三条教憲」、これに求めることができる、いや求めるべきであると思うのであります。なお、これは「三条教則」とも称されていまして、どちらかというと仏教方面では「三条教則」、神道方面では「三条教憲」と言つてゐる傾向があるようです。どちらでもよいのですが、以後は「三条教憲」と称することにいたしましよう。

では明治五年の「三条教憲」と明治二十三年の「教育勅語」、この二つが精神史的に、どの点で連結しているのか。これについて申しあげねばならないわけですが、その前に申しておきたいことがあります。現在の学問研究において各専門分野の取り扱い方を見ますと、たとえば教育勅語は教育史を中心に政治史・思想史などの分野で扱われるのに対しまして、三条教憲の場合はと言いますと、宗教史の分野だけで扱うことのように思われていまして、事実、教育史関係の書物では三条教憲に関しては一言半句も触れるところがありません。その大半が文部省の布達や通牒のみを追いかけて詮索することに終始している傾向がありますし、一方、宗教史関係の書物はとと言うと、これは教育関係に触れることがごくわずかでありまして、これでは両者まったく無関係で関連性が無いことのように思うのも無理はありません。

ません。一般的に言つて学界でのあつかい方の大勢はそくなつております。しかしながら、いつたい各分野の専門研究といふもの、それは細分化され、いわば重箱の隅をほじくるように、微に入り細をうがつて詳細をきわめること、それはそれで結構ですし、だからこそ学問の進歩発展もあるわけで喜ばしいことではあります。その反面、ひとつ出来事は他の出来事と無関係ではなく、実は裏面において深い関係があるという関連性の点におきまして、これを見落としてしまつ欠陥も、同時にかかえているということを忘れてはならないよう思つてあります。多少比喩的になりますが、詳細な分析と共に他の分野からの視点も必要であるという総合の眼も重要だと思います。したがいまして、一見関係が無いように見える教育勅語と三条教憲、この二つの出来事を結ぶ眼をもつて見ていく必要もあるわけです。はつきり言いまして、実はこの二つは裏面において間違ひなく、そして深くつながつてゐるのであります。

そこで、皆さんはすでにご承知のことでしょうが、教育勅語の成立、これについて特に修身科を中心とした教育史的視点から、先ずはごく大雑把に振り返つてみましよう。

### 三、明治教育の苦悩と教育勅語の成立

明治四年に文部省が出来まして、翌五年の八月には学制が定められます。これは新しい学校制度の意であります。全国を八大学区に分けてそれぞれに大学・中学校・小学校を相当数設けるという計画でした。その中味は欧米各国の学校制度を模倣したものでして、特にフランスの組織的集権的な学区制にならつたものであります。制度そのものとしては、必ずしも悪いというものではありませんが、問題は教育の内容と言いましょうか、理念におきましてはかなり問題があつたのです。文明開化という明治初年頃のことですから、当時は諸事、外国のものがよい、という風潮

であったわけで、肝心な教育の理念まで無批判に取り入れてしまつたのです。それは立身出世を基調とした功利主義的な理念ともいへるべきものでした。ヨーロッパではルネッサンス以降、神の権威が低下し、デカルト以来、人間が自然界のみならず人間をも冷静に客観的に見ていくこうとする近代合理主義の考え方が根底にありまして、その結果、自然科学も急速に発展したわけでして、その考え方はあくまで個人主義的であり、功利主義的であつたのです。ここにおいて、学問や教育は人の道を学ぶものという、我が國從來の教育理念の伝統と衝突したわけです。したがいまして、教科書においてもアメリカ・イギリス・フランスなどで使用していたものをそのまま翻訳して使用したのです。その二、三を申しますと、『童蒙教草』（明治五年）はイギリス人チャンブルの『モラル・カラッスブック』の翻訳、『泰西勸善訓蒙』前編（明治五年）はフランスのボンヌという人のもの、後編（明治六年）はアメリカのウインスローの『モラル・フィロソフィー』の抄訳、続編（明治八年）はアメリカのローレンス・ヒコックの『システム・オブ・モラル・サイエンス』の抄訳で、訳述は箕作麟祥みづくりよしおでありまして、大部分が実は翻訳書だったのです。いかに歐米文化の摂取のためとはいっても、日本の国情や歴史伝統を無視してしまつたわけで、要するに功利主義的な教育觀だつたのであります。滯米していた森有礼もりやうりによる日本語を全廃して英語に改変すべしという日本語廃止論が、当時のエール大学のホイットニー教授にその無謀を諫められたという、かの有名な話もこのころの教育状況を象徴しております。そして明治十年の西南戦役が終わり、内乱が終息すると、明治十二年にこの制度を廢止いたします。この制度は、たとえば父兄にかなりの経済的負担を強いたというような、やはり当時の我が国の実情にはまだ合つていなかつたということも理由の一つであつたように思います。そして学区制を廢して、今度はアメリカ流の自由な制度に切り替へてしまします。これは「教育令」、別名を「自由教育令」とも称するものです。しかしながら、これも教育の普及という観点からは好ましいものではないと言われ、批判も相当ありまして、翌十三年には廃止し、「改正教育令」が公布されまして、從来からの根本的転換をはかります。すなわち、外国からの翻訳教育・輸入教育から、我が国の

伝統に則した独立の教育の方針へと転換していったのです。

ここで重要なのは、明治十二年の『教学聖旨』であります。これは前半が「教学大旨」と言われるもので、侍講であつた元田永孚もとだいながさねが書いたものですが、これは明治十一年明治天皇が東山道・北陸道・東海道の各地を行幸された折り、国民の教育に深い関心を寄せられまして、これを受けて教学刷新のために元田が書いたものです。その要旨は、過度の欧化主義を戒めて祖宗の訓典に基づいて儒教を道徳教育の規範とすべきである、ということにありました。これがきっかけとなつて教育理念の見直しが始まつてまいります。たとえば、明治十三年文部省発行の『小学修身訓』、これは西村茂樹の編集として、いわゆるアメリカ流の翻訳教科書から転換して元田の考える和漢洋の格言名句を集録したものであります。また明治十四年五月には「小学校教則綱領」、同年六月には「小学校教員心得」などを公布しまして、修身科を重んじ、知育よりも德育を重視する方向へと動いてまいります。そして翌十五年五月「小学修身書編纂方大意」を各府県に出し修身書の編纂方針を明確にするのであります。

そして、これも見落としてはならないことがあります。これも明治天皇より発したものでありまして、明治十二年に元田に下命がありまして、十四年にできあがり、十五年十二月に宮内省より地方長官を通じて下された、青少年の道徳意識を養うための、言わば子供向けの教科書的なものでした。

このころになると、すこしずつですが自国の教育への回帰、その兆しがみられます。たとえば、わずかの期間でありましたが、帝国大学に「古典講習科」を置いたり、國學院大學の前身であります「皇典講究所」が出来たり、伊勢では内務省管轄の「神宮皇學館」が設立されているのです。とは申しましても條約改正のための政治的意図、あるいは西洋文化の攝取で水準を高めるという空氣もまた甚だ強く、世相としては鹿鳴館に代表される欧化主義の傾向は盛んであったのであります。事実、文部大臣になつた森有礼は明治二十年に、儒教のむつかしい言葉は子供には理解できないとして、修身科の教科書は不用だという通達を全国に出します。その結果、教師の資質に左右され

しまうという、これまた教育の弊害も生んでしまったのです。

ちようどこのことですが、德育そのものについてさまざまな意見が巻き起こりました。一般に「德育論争」と言われておりますて、広く公開された社会全体でというものではありませんが、識者の間では相当に熱気を帯びた論争でありました。それはこうのことです。『教学聖旨』が出たあと明治天皇は内務卿伊藤博文にも意見を求めました。これを受けて伊藤は『教育議』を書きます。その要旨は、今の德育の混乱は世の中の転換期だからしかたがない、德育の修正はしないほうがいい、德育というものは世間の賢人哲人にまかせればよいことであつて政府が国民の道德を統制管理すべきでない、という意見でありますて、悪く言えば、放っておけばよいという考え方でした。伊藤という人物、たしかに著名ではありますが、こと教育論に関するかぎり、あまり感心できる人物ではないと私は思っています。そして、この伊藤の考え方を真っ向から批判したのがやはり元田でありますて、『教育議附議』をすぐさま書いて伊藤に反論いたします。その要旨は、伊藤の考へている倫理道德は外国流のものであつて我が国には適さない、天祖を敬い、仁義道德を実践してきた伝統を重んすべきである、ということにありました。これが発端になつて在野を含めた各界より意見が噴出したのです。たとえば、福沢諭吉の場合は『德育如何』（明治十五年）で儒教道德を否定し、公議世論による道德教育を主張しておりますし、元帝国大学総理の加藤弘之は『德育方法案』（明治二十二年）で神・儒・仏にキリスト教を加えた宗教教育が必要と言つております。西村茂樹は『日本道德論』（明治二十二年）において基督教と西洋の合致するところを取つて定めるべきだと言いますし、杉浦重剛は『日本教育原論』（明治二十年）で理学主義の道德が必要、というように、まさに甲論乙駁で帰趣するところを知らないという状況であつたのです。

しかし、この時も忘れてはならない重要なことがありました。それは元田の『聖諭記』（明治十九年）です。元田はこのなかで、明治十九年十月帝国大学へ行幸された折りのこととして、理系医系法科系は進歩がみられるがその基

本の修身道徳に関する学問に関しては見るところ無し、というように明治天皇の御感想を書いているのでありますて、このことは皆さんもおそらくはご存じでしょう。こういう状況のなかで明治二十三年二月に地方長官会議があり、そこで教育の基本方針を早く策定一定してほしいという切実な建議が地方長官たちからありまして、もちろん内閣としても同意見でありましたので、それが明治天皇のお耳に達し、文部大臣榎本武揚にご下問があり、同年五月文部大臣になつた芳川顯正に對して德育の基本となる文章作成の下命があり、かくして法制局長官井上毅（いのへ）などが中心となりまして出来あがりましたのが、明治二十三年十月三十日に渙發されました「教育勅語」であつたわけです。

このように見てまいりますと、明治初年以降の教育の理念、そして方針というもの、たとえば時計の振り子のように、あっちへ行つたり、こっちへ来たり一定せず揺れていたのを直し止め、きちんと真ん中に持つていった、その方針をちゃんと見据えて明示したのは政治の要路者ではなく、他ならぬ明治天皇ご自身であつたと言わざるを得ないことがわかるのであります。

したがいまして、井上自身もそのむつかしさを語つておりますが、我が国の伝統的な精神生活に根ざし立脚した、そして各宗教また一宗一派に偏しない、特定の宗教だけを優位とすべきでない、それでいて万人にあてはまり、しかも普遍的な内容をもつ德育教の基本を明確にし得たのが教育勅語であつたわけです。ということは、教育勅語は教育史もさることながら、あるべき人間像を明示したという意味におきましては、同時に思想史から宗教史の守備範囲にも入つてくるわけです。

要するに、日常生活における日本人としての道徳の基本、あるべき姿を提示したもの、という視点で教育勅語からズウーッとさかのぼつてまいりますと、明治五年の三条教憲にたどりつくのであります。

これが出发点、逆に言いますと明治の御世になつてから、本来の国民道徳の基本を初めて明示した、明確にしたものの、それが三宗教憲ということなのであります。三条教憲についてこれからお話しするにあたりまして、その前提と

して教育勅語成立の話をしていましたのは、このような理由からなのであります。

#### 四、三条教憲とはいつたい何か

さて、明治五年の三条教憲というもの、いつたいこれは何か。どのような事情や背景によつて生じたものなのか。そして、どのような性格を持つてゐるのか。この点につきまして、ご説明いたしますが、先ほど申しましたとおり、三条教憲は宗教史という分野でしか語られることがないので、一応その視点から見てゆくことにいたします。ということは、明治初年当時の神道と仏教の関係、まずは制度的な関係をみることが必要となつてまいります。

維新後、王政復古、神武創業の初めに基づいて諸事一新、祭政一致の制に復する大方針のもと、明治二年の官制改革によりまして、太政官の上に神祇官を置き、かたちの上では古制に復し、宣教使という職制も定めまして、翌三年正月には大教宣布の詔が発せられます。これは維新の志による治教をあきらかにして宣揚していくとするものでありました。いわゆる「大教宣布運動」と称されるものがこれだつたのですが、維新当初のこととて諸事外国のものを良しとする風潮は政府為政の任にある者でさえ、そのように思つていた時代でありましたので、神祇のことは二の次、いや二の次程度の意識しか持たれることはなくして、翌四年八月には神祇官は神祇省となるのです。官から省へといふことですから、実質的には一段下したつまりは降格ということでありまして、廢仏毀釈という世上の実態はありましたものの、神道側にとつては制度的に好ましからざる方向へと動いていくのです。そしてこのころから西洋の文物移入と共に流入するキリスト教、これの対策を睨んだ仏教側の巻き返しが政治の水面下であつたようで、神仏關係者の相克がはじまつていくのであります。

その一方の、仏教はと言いますと、明治三年八月の太政官布告第五二〇号によりまして民部省に社寺掛がかりが設置さ

れるまで、寺院を監督する役所はなかつたのです。しかし、これを機に真宗本願寺派が先頭を切つて動きを開始いたします。ここで押さえておかねばならないことは、今日ならば政府の首脳と仏教界の指導者層が友人、刎頸の友、いやそれ以上の阿吽の呼吸の仲の関係であるということ、めったに無いと思いますが、この時は、まさにそうであったということです。真宗本願寺派、つまり、お西さん、ですが、この当時の教団の指導者はほとんどが長州閥であります。長州の毛利家は本願寺派です。したがつて、維新前、長州にあつては僧侶も刀や鉄砲をかついで、いわゆる維新の志士たちと一緒に白刃の下をかいくぐった仲間、と言ふより同志と言うべき関係でありまして、維新後、一方は政治為政の世界、もう一方は宗教界や本山改革と、道はそれぞれ別ではありましたが裏の世界ではちゃんと密接につながつていたのです。仏教界の閉塞状況を打開し再生するため、政治の水面下で動いていたということ、実はこのようないい関係があつたからなのです。ちなみに申しますと、東本願寺派、つまり、お東さん、と呼ばれる真宗大谷派は徳川家と深い関係にあつたのに対して、明治時代の仏教界の動向で、その先頭に常に立つてリードしていくのは他ならぬ、お西さん、の方でありますし、他の宗派はそれにほほなうという図式であつたのです。このように西本願寺派僧と長州出身の政府高官とのつながりを把握いたしますと理解していただけると思いますが、事実徐々にではあります、対神道との関係において仏教側はその失地を回復してゆくのであります。

明治三年閏十月には社寺掛は寺院寮と改正し、翌四年八月には大蔵省戸籍寮のなかに社寺課を設けます。神祇官が神祇省になるのはこのころですが、これより少し前の四年七月には太政官達第三二六号大教宣布の件を宣教使に布告しまして西洋の文物制度の攝取とそれとともにキリスト教を警戒いたします。そこで仏教側はこれを機に維新後の劣勢を挽回しようとしまして、護法イコール護国というような一種のスローガンを掲げて、四年十月には神道と制度的に対等となる、仏教単独での布教を望むための寺院省という一省の設置建議をいたします。しかし、この案は結局通りませんでした。その理由は、政府としては対外的に条約改正問題にからんでくると思われた当時のキリストン信

徒を捕縛して各地へ分散して預けた処置に関する外国からの批判、つまり浦上教徒の処遇における信教の自由への外国からの圧力、さらにキリスト教流入への危惧感など、これらの問題をいかにして回避し克服するか、ということが当時の政府の当面の政治課題であり、宗教上の課題でもあったのであります。早い話が西洋の文物制度、つまりは科学技術だけは大いに取り入れながら、でもキリスト教の浸透だけは防ぎたいという、チト、虫のいい話ですが、これが維新政府の本音と言うか、基本姿勢であつたのです。したがいまして、政府からすれば、神道の神祇一省や仏教単独布教の元となる寺院省という個別バラバラよりも、むしろ神道と仏教を合同させて国民への布教にあたつた方がキリスト教への防御対策としては、より効果的であると判断したのであります。神官のなかでも話し上手な方はおられます、民衆への布教説教となると、やはり仏教僧侶の方が伝統的に一日の長があり、一枚上という歴史的実績を考えたからであります。このような理由から寺院省の設置は太政官正院で却下されたのです。しかし二ヶ月後の四年十二月には、また仏教側の運動がありまして、今度は仏教単独ではなく神仏合同して国民教化の任にあたり、異教防衛の実を揚げようという趣旨の建議が仏教側からあり、今申しましたようにこれが政府の思惑と合致して認められるところとなつたのです。明治五年三月には神祇省は廃止しまして、神道と仏教と一緒に監督する役所をあらたに設置いたします。それが「教部省」です。

その教部省ですが、教義・教派・社寺の廢立・神官や僧侶の任免および等級、などいわゆる宗教教団全般にわたる事項をあつかうことになります。そこで四月には、それまでの宣教使を廃しまして、任務としてはほぼ同じと思つてよいのですが、「教導職」という職制を設けます。教導職とは、上は大教正、下は権訓導まで十四の等級に分けまして全国の神官はもちろん、僧侶等をこのいずれかの等級に配して国民教化のために説教教導する職制のことです。このほか教導職には石門心学者や戯作者、落語家から役者まで、全員というわけではありませんが、およそ、しゃべることをもつて職業とする人たちを任命し勤員して国民の思想善導にあたらせようとしたのであります。その数は明治

七年当時で約七〇〇〇人はいたようあります。これまさに、明治初年の一大国民教化運動と言うべきものであつたのです。

ところで、教導職に任命されたはいいのですが、この任を遂行実行する、つまり国民に対して説教をするとはいっても、何をどのように話したらよいのか、一定の基準目標、目的箇条のようなものは定まつていなかつたのです。教導職にとつて教導の指標、目的箇条が示されていなければ、さっぱりわからないわけで困ることになります。そこで教育部省は教導職設置と同時に、明治五年五月二十八日に教育部省達として三か条の目的綱目を教導職に与えたのであります。これが「三条教憲」（三条教則）と言われるものであります。

### 第一条 敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事

### 第二条 天理人道ヲ明ニスヘキ事

### 第三条 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

キリスト教の国民への浸透を防ぐというねらいからではあつたでしょうが、それには我が国における精神生活の伝統的根幹であった敬神崇祖の意識と、社会秩序を守るべき人間としてのあるべき規範、加えてそれが皇室を中心とした伝統であったことを再認識、再確認させることがいちばん緊要であると考えたからにはかなりません。つまりは国民道徳の根底をなしているもの、それを明示したのが三条教憲であつたわけです。

ただ、この三か条はいかにも抽象的で漠然としているという声もあつたので、翌六年には、より具体的な教化目標の綱目十一か条を明示します。これが「十一兼題」と言われるもので、さらに「十七兼題」と言われる十七か条も相次いで定め、合計二十八か条の兼題も設定させていきます。いちいちの綱目はここでは申しませんが神道的色彩の濃いものから倫理・政治・政体・法制方面まで幅広いのが特徴であります。そして、この教導の任にあたる総本山的機関として五年十一月に出来たのが教育部省のなかの大教院でありまして、地方には下部組織として中教院や小教院も結

構出来てまいります。

しかし、やはり仏教僧侶と神道人とは相いれないこともありますして仏教側の政治的な動きの結果、明治八年二月には真宗が大教院を脱退いたします。そうなると事実上、大教院は崩壊したも同然で、五月には神仏合同布教廃止によつて大教院は解散となり、明治十年には教部省そのものも廃止してしまいます。十五年になりますと、神社の神官は教導職ではなくなり、明治十七年になりますと国家が任命した教導職という職制まで廃止（ただし各宗教宗派管長が任命する私的な意味での教導職という名称はしばらく残ります）してしまいます。したがいまして、国民道德としての三条教憲の普及は制度的視点で見れば、ここで一応のピリオドを打つたのです。これが三条教憲の成立事情と終息までの背景なのです。

さて、与えられた三条教憲、これに対しても教導職、つまり神道人や僧侶たちはどのように受けとめて解釈したのか。次に、この問題を考えてみましょう。平たく言えば、三条教憲と宗教教義との関係ということです。まず神道側にとつては、まさに自家薬籠のこととして自説を展開すればよいわけで何も問題はありませんが、この二か条のなかで仏教側にとつていぢばん難題となつたのは第一条中の「敬神」の語句解釈でした。第一条と第三条は世俗次元のことであつて仏教側にとつても何も異論はないわけですが、敬神となると、仏教は仏・菩薩・各種の如来は立てますが、神、という存在は立てないわけとして、これは宗教次元のことであつて、仏教にとつては大きな問題であったのです。もつとも、僧侶のなかには、この敬神の「神」はキリスト教の神のこと、天理もキリスト教の「天主造物の理」の略語、人道や愛国の語句もユダヤ教の「モーセの十戒」のことではないのか、と疑うような、かなりトンチンカンなとらえ方も無くはなかつたのですが、これは仏教のなかでもきわめて異例でありますが、それだけ混乱期があつたといふことでしょう。それはともかく、仏教側にとつては、神とは当然神道でいう神々のこと、しかし神道的口吻をまねるしかないという状況であつたこと、これに廢仏毀釈での被害者意識が輪をかけておりますので、三条教憲は神道に従属

せざるを得ない一種の踏絵だとして敵視したわけです。この見方は現在の佛教界や佛教の専門学会においても定説のようになつております。つまり佛教側から見れば三条教憲はほとんど評価しておりません。しかし、私は必ずしもそうは思つておりません。なぜなら第一に、敬神の理念と佛教閉塞の実態とは本来次元を異にするものであるということ、第二に、敬神は神を敬うことであつて、何も佛教僧侶が神道に鞍替えするということではないはずで、事実日本佛教史上で高僧名僧と言われる僧侶の大半は、立派な僧侶であると同時に我が国の神祇を無下むげに否定したり痛罵してはいること、第三に、敬神の理念は佛教者においても説くことが可能な幾分柔軟な文言であつたと思うからです。この第三の理由についてもう少しそ説明いたしますと、三条教憲の成立について、もうちょっと吟味いたしますと、実はこの文言が出来る前に別の文言、つまり二条教憲の案があつたのです。それは次のような文言であつたのです。

### 第一条 奉敬神祇候事

#### 第二条 君臣ノ大倫ヲ明ニスヘキ事

#### 第三条 国家ヲ保護シ忠愛ノ心ヲ存スヘキ事

いかがでしようか、よく似ているでしよう。あまり知られていないのですが、これが二条教憲案なのです。つまり試案の「神祇」が、正式には単に「神」という文言に変化したということなのです。正確に言えば本来は同じ意味でしようが、決定されたものと試案とでは、受け取り方によつて幾分響きが異なるように思います。では、なぜ変化したのでしょうか。いや変化させたのでしょうか。

この三条教憲の文言を策定した人物は、もちろん神道界の人で、なかでも開明派の津和野藩士の福羽美静ふくわよししづと言われますが、その福羽は後年、三条教憲制定当時を回顧して、次のように語つてゐるのです。「神祇を敬する道に、人の標準となる教を持たしむる必要は起これり。：但、仏法といひ儒教といふも、後世のものなりとはいへ、善きものは取らざるべからず。」つまり、国民全体を包み込むような道徳の根本大綱の三か条は、単に神道一辺倒ではなく、そ

れ以外の、歴史的に仏教のはたしてきた精神史的な功績を認めて、幅広く仏教をも取り込める、あくまで国民全体が納得し得るものでなければならなかつたということでしょう。逆に申しますと、三条教憲は複雑多岐な教導職たちを包括せざるを得ず、純粹な神道の精神を表明したものとは少々言いがたい性格も持つてゐるわけです。この点から、私は仏教側の三条教憲への感情的否定論は当を得たものではないと思つております。再度申しますと、通説では三条教憲は神道優位を示すものとされて、たしかに一見するとそのようにも見えますが、必ずしもそばかりとは言えないのであります。そして、それは三条教憲の解釈書である衍義書群を見てゆくと、よくわかるのであります。

三条教憲の衍義書、早いものでは五年の五月、つまり翌月にというものもありますが、大半は明治六・七年に集中しております。どれくらいあるのかという数値については、正確な実数は把握しにくいのですが、現在確認できるもので一〇〇点以上はあります。著述者については、神道人や仏教僧侶をはじめ、石門心学者・戯作者などであります。専門的な学術資料集などで、少しは活字化されていますが、それを閲読できるのは一部の専門家に過ぎませんし、また明治時代とはいってもその原本入手することは現在ではきわめて困難であります。このような状に鑑みまして、本学会では紀要の紙上で、この衍義書群をただいま連載で翻刻掲載しておりますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

これらの衍義書を見ておりますと大体のところ、第一条の敬神解釈は神道系の場合、造化三神を主とする天神地祇、僧侶の場合は神道系と同じものあり、皇室の御祖先としての天照大神あり、また敬神の行為は自身の心を明らかにすることにつながる、というものなど、いろいろな解釈パターンがあります。第二条の天理人道につきましては、ほぼ五倫五常に沿つた解釈、第三条の皇上奉戴・朝旨遵守は、皇室の尊崇と法の遵守が中心になつてゐるようで、この点は先刻申しましたとおり、神仏双方の解釈にあまりきわだつた相違はないようです。また仏教系の衍義書も結構多いのですが、それ違いもあり、決して一枚岩ではありません。神道系とまったく同じ調子のものあり、反対に三条

教憲を通した神道への批判的内容もあります。たとえば、神道人は昔から祭祀祭礼のみに終始しているばかりで人心の掌握につとめたこともなく、それでいて儒仏の批判ばかりするので、かえって人心が離れてしまうのだ、というようには、神道人にはチト耳が痛いようなものもありますが、これなどはきわめて珍しいケースです。また中間的立場と言いましょうか、三条教憲は宗教的次元で解釈するものではなく、あくまで日常道德の指針なのだ、と解釈するものもあり、さまざまとして、各衍義書を読んでいきますと三条教憲を通じて、実は明治初年の神道と仏教の確執、本音と建前が見え隠れしながら、それぞれの意識がわかつてきまして、なかなかおもしろいものです。

それらのなかでも、特におもしろいと言いましょうか、珍しいものを一つだけご紹介しましょう。それは仮名垣魯文の衍義書です。仮名垣魯文という人物、ご存じの方もおられると思いますが、『西洋道中膝栗毛』などでよく知られていて明治初年開化期の流行作家で瓦版や新聞の連載小説などをよく書いた戯作者であります。したがつて時世にはかなり敏感でして、この三条教憲が出ますと、すぐに反応したのです。たとえば、これは三条教憲の衍義書ではなく、関連の書と言うべきものでしようが、五年六月には『大洋新語蛸入道魚説教』という本を書いています。これは龍宮の王様が龍宮も文明開化の時世とて、開化の方向へ向かうべく、魚類に説諭し、魚類の各大臣たちは龍宮界の大改革のため議会を設けるという比喩的なストーリーになつております。挿絵も含めて読者層を考えて、おもしろおかしく書いています。続いて『三則教の捷徑』を六年七月に刊行いたします。こちらの方は紛れもない衍義書です。ただし、これは韻文調、七五調で語呂もよく、人の耳に入りやすいという利点をねらったものであります。ネタを入れるためでしようか、数回は実際に三条教憲の説教を聞きにいったことがあるようです。それをもとに全文七五調で書いたのです。ここで少しだけご紹介しますと、冒頭の敬神の箇所は次のようにあります。

神國の人と生れて神々の  
お開きありし國の道  
國の人たる道しるべ  
教への小口手みぢかく  
知らでくらすは人でなし  
おかしく説て聽かすべし

夫三則の御趣意とは

神の造りし国民の

守らにやならぬ三つの事

其第一は神さまを

敬ひまつり我國を

大事にするが要ぞや

また、末尾は次によろしく締めくくっています。

故に朝旨をよく守り

陳文漢のむづかしさ

文字の心の解らずは

物識人に問ひ聞て

お触流しと等閑に

見捨ず耳によく止め

腹に納める者をこそ

天子に仕へたてまつる

お国の民の所為なれ

神と君との恩徳は

海山などは何のその

天の高さも地の底の

深さも更に及びなし

努わすれなよ三ヶ条

胆にゑりつけ朝夕に

拝み敬ひたてまつれ

あなあな賢穴かしこ

このようないきもの体裁の衍義書、ほかは皆堅い文章であるのに比べて、ちょっとふまじめっぽい感じもしなくていいのです  
が、このようないきものは後にも先にもこれだけですので、ちょっと紹介した次第です。

そして、説教の実態、つまり町や村々での教導職による教導説教、表向きは仏教的な説教法話は許されなかつたと  
普通は言われておりますが、いろいろな史料を見ますと必ずしもそればかりでなく、仏教的な法話もおこなつていた  
ようとして、一方の神道家による説教も必ずしもうまくいったとは限らない場合もあつたようで、たとえば、仏教の  
念仏や題目のように、聴衆の耳に短く覚えやすい神道的な神語を造つて覚えさせようかという状況もある地域ではあ  
つたようであります。

このように、三条教憲の布教の実態、それはいろいろと問題を生じたこと也有つたのですが、しかしその事と三条  
教憲そのものの内容的価値は、また別のことであります。さらに三条教憲は国民一人ひとりに対しても、というもので  
はなく、国民を思想善導する役目の教導職へ、その教導職を通して国民へという具合に、国民から見れば言わば間接

的なものではありますが、しかし三条教憲の有する内容的価値とは、これまた別問題です。やはり、持つ意義から見れば、これは明治に入つてから国民に示した最初の道德律、道德規範であつたこと、これは間違いないのです。したがいまして、のち明治二十三年に教育勅語につながつていくのは、至極当然なことと言つてよいのであります。

明治初年の一大国民教化運動、その理念、その指針、つまり精神的出発点は、この「三条教憲」であつたといふと、これでおわかりいただけたのではないでしようか。

## 五、三条教憲の承継

ところで、話しをすこし変えまして、現在私は横浜市にある大倉精神文化研究所というところに研究員としてかかわつております。ご存じの方もいらっしゃるとは思いますが、ここは大倉邦彦(おおくらひこ)（明治十五年—昭和四十六年）という人物によりまして設立されたものです。多少宣伝気味になりまして申し訳ございませんが、創始者、設立者の大倉邦彦という人、今はその詳細を省きますが、大正期から昭和の戦後にかけて、特に洋紙業界において財をなした人であります。本来は経済界の人であります、当時の思想界・教育界の状況を憂慮しまして、我が国本来の精神文化の本質を考究し、同時に人類文化の普遍的意義を見いださんがため、その研究の拠点として私財のみをもつて建築し設立したのであります。その準備に四、五年をかけ、昭和七年に完成しております。多くの研究者を養成し、戦後は諸事情のため糾余曲折はありましたが、現在では神道・儒教・仏教・歴史・倫理教育など約二十名の専門研究者がおりまして、研究活動を続けると共に、講演会などを通じて地域社会との結びつきも深めております。

この大倉精神文化研究所の設立の理念、趣旨、つまり大倉邦彦の願文(がんもん)とも言つべきものがありまして、これを四か条に集約しています。読んでみましょう。

一、人ガ国民トシテ天孫中心ノ君国ヲ永遠ナラシメン事ヲ念願ス

二、人ガ人トシテ宇宙人生ノ正法ニ安住センコトヲ念願ス

一、人ガ業人トシテ自己ノ存続發展ヲ基調トセん事ヲ念願ス

二、一国思想ノ源泉ハ真ノ宗教ト教育トニアリト信ジ是ヲ建立ス

ここでは一々の文言の解説はいたしませんが、第一条の「天孫中心ノ君国ヲ永遠」、これは二条教憲の第一条の「敬神愛國」と同じ意味であつて、神道的要素を含んでいると理解してもよいでしようし、第二条の「宇宙人生ノ正法」、これは正法（しょうぼう）という仏教用語で示されていますが、儒教的に言えば二条教憲の第二条「天理人道」と同じことで、要は普遍的真理とでも言うべきでしよう。さらに第四条の「一国思想ノ源泉ハ真ノ宗教ト教育トニアリ」という文言、これはまさに文字通り、教育勅語と二条教憲、この二つが国民思想の源であることを明示していると思います。大倉翁は三条教憲については何も書いていませんが、おそらく充分に理解し意識していたであろうと思います。

そして、この四か条を石に刻みまして、研究所建築の際、建物の中心部分にあたる地面の地下深く一〇メートル掘つて埋めてあります、これを「留魂碑碑」と称しております。なお現在、建物は大倉山記念館という名前になつておりますが、その建築様式にも大倉翁の思想がみごとに反映しております、プレヘレニック様式のギリシャ建築、文字通り白亜の殿堂で、このような建物、ほかに類例を見ません。渋谷から東横線で約三〇分、「大倉山駅」を降りて坂を登ること五分の山の上にあります、新幹線の中からでしたら「新横浜駅」の少し手前の山の上に一瞬ですが見えます。一般の方々のために解放している図書館もありますので、機会があれば足を運んでいただければ幸いに存じます。

さらに、もう一つ申します。これは皆さんには、もつとも身近なものであらうと思いますが、こちらのお宮、明治

神宮の崇敬会、この崇敬会の「会員実践綱領」は三か条である」と、私が申すまでもないと思います。もちろんご存じでしょうが、ちょっとと読んでみましょう。

一、神を敬い祖先を崇め、明き清き誠をもつて、日々の生活に励むこと。

一、皇室を尊び國家を愛し、正しき直き心をもつて、世のため人のために尽すこと。

一、自然に親しみ人人と睦び、四海同胞を旨として、世界の平和共栄を祈ること。  
もう、何も申しあげる必要はないでしょう。当然ではあります、が、三条教憲と意味するところ瓜二つだからです。

今、三条教憲の精神を承継しているものとして、二つの例をあげてみました。見れば時代によつて文言表現は異なりますが、その意味するところ三条教憲とそつくりでしょう。これまさに、三条教憲が、明治の心の出発点としての道德律、であつたことを証していると思うのであります。

## 六、明治天皇の宸翰

ただいまお話しいたしました三条教憲に関連して、どうしても一言つけ加えておきたいことがあります。それは、三条教憲は間接的ではあつても国民に示された、国民自身の態度・心構えの意でありましたが、では明治天皇ご自身はどのような姿勢・態度であられたのか、と言いますと、実はちゃんと示しておられるのであります。

本来はこれを最初に述べるべきであつたと思いますが、今年は明治維新一三〇年、つまり慶應四年三月十四日に出された「五箇条の御誓文」、同年九月に明治と改元されてから一三〇年ということです。この一三〇年になんと申しますと、すなわち天地神明に誓わせ給うた国是五箇条、この、五箇条の御誓文については広く知られておりますが、

この時、同時に国民全体に呼びかけた、と申してもよいと思いますが、ご自身の存念を披瀝した宸翰があるのです。残念ながら、こちらの方はまったくと言つていいほど知られていないようあります。しかしこれは、まわめて重要なものです。『岩倉公実記』という分厚い本に載せてありますので、御覽になつていただければ幸いですが、そんなんに長文ではありません。その、ごく一部ですが、読んでみることにいたしましょう。

朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ、爾來何を以て万国に対立し列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪ざる也、……  
今般朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其所を得さる時は皆朕か罪なれば、今日の事、朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立、古列祖の尽させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ始めて天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし、……汝億兆、能々朕か志を体認し、相率て私見を去り、公義を探り、朕か業を助て神州を保全し列祖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。

時に御年十七歳、國是五箇条と対をなすものとして政治に対するお気持ち、お覺悟を示されたものであります。わけても「天下億兆一人も其所を得さる時は皆朕か罪なれば」という箇所には深い意味が込められていることを見落としてはならないように思います。と同時に、これは一種の勅語と言つても過言ではないと思います。そして、このようなお気持ちに対応するかのように、国民の日常指針として示されたのが三条教憲であつたとみることも、あながち牽強付会ではないと思うものであります。

本日は、あまり知られていない三条教憲と言われるもの、これについて若干ご紹介、ご説明したに過ぎませんが、倫理思想史の立場からみて、明治の精神、明治のこころ、これを代表する教育勅語、その源は明治五年の三条教憲に求めることが出来、しかし、その三条教憲の淵源はと言うと、まさに明治元年の御宸翰に見られるお気持ちより、実は発しているということ、ちゃんと一本の線でつながっているということ、このことを私といたしましては、前座として申し上げまして、このあとの竹本先生にバトンをお渡ししたいと思います。ご清聴ありがとうございました。